

本案のように規定を改正するものでその税額は地方税法に標準税率をとつたものであります。

オハナ六条の改正規定はすでに議員さん各位に申し上げてございます。電気ガス税に関する免税点を設けるもので電気又はガス税は十万円以下の場合には地方税法の改正にとれないましてこれを免税とする六月一日以降かうこれを適用しようとするものでございます。

以上で本条例の御説明を終わりますが今回の改正は事務手続き上の改正が非常に多くなりましてお聞き苦しい矣え多かつたと思いますが何れにいたしまして今回の町税条例の改訂は地方税法の改訂に基づきまして全国町村に共通した当然の処置であると思ひます。

福生町といたしましては軽自動車税の税率引き上げの増収見込みが八万円程度電気ガス税の免税免の減収見

込みが参拾万円程度と一応予想されるのであります。がしかしこの程度の減収は自然増収によつて補えうることの出来るのは勿論でございます。

お聞き苦しかつたかもしれませんが慎重御審議の上東京市可決の程をお願い申し上げます。

一議長(石川信義) これより質疑を行つます。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。がこれに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案オハナニ号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつて議案オ六十二号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 日程オ九 福生町公益質屋の設置及び管理に関する条例の一部改正について議案オ六十三号を議題に供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田倍三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫) 議案オ六十三号 福生町公益質屋の設置及び管理に関する条例の一部改正案について御説明申し上げます。質屋事業は全国的な傾向でございますが昭和三十二年度を期日といたしまして年間の貸付総額は年々下降性をたどっているというのが実情であります。

その原因を調べてみますと、数年間わが国の経済事情

が安定いたしました。国民生活が向上したと、あるいは月賦販賣制度で物が買やすくなった事、こういった事が原因になつておるわけでございまして、何れにいたしましては全国的に質屋の成績は沈滞しておるようであります。

翻がえつて我が福生町公益質屋の経営の方を調べてみます。開業初めの昭和二十七年度的におきましては人権費の貸付金にのぞいた経営全体のしめる割合は三十九パーセントでありました。昭和三十六年度の予算では四十六パーセントと人権費の経営全体のしめる割合は相違膨脹して居ります。こので結局利用する人が少なくなつたこと、人権費が膨脹したこと、こうした二つの面から経営はいきおい窮屈になつておるようでございます。昨年度におきましてはまだ確定的な決裁は済んでおりませんが起債の返還金を加えますと若干の赤字をよぎなくされておるような次第であります。

こういった事情から公益質屋の経営難の打解の一助として
経理事務の変遷による物価の値上がり等によりすでに厚
生省より一口貳万円一世帯五万円まで貸付額を引き上げる
枠助奨を受けておりますがこの助奨に従いまして二十三
区は勿論となりの昭島市でも助奨の線まで引き上げてい
る枠でございます。

又立川市、青梅市等も早晚には引き上げが予想されるので
はないかと思っておりますので我が福生町といえましてこの
際厚生省の基準の線まで引き上げたいと考へまして本案
を御提出申し上げた訳でございます。

尚本案は議会で御議決をいたした後都知事の認可を受け
ることになっておるのですが以上申し上げまして是非とも福生町
の公益質屋の事業を進行させるために八万円から一口貳万円
一世帯五万円と非常に多額の枠でございますが厚生省の助奨



をございますので是非共本案御可決下さいます枠をお願い
いたしますわけでございます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

一土着(山下幸三) 本案につきまして一部改正する条例案の内容で
ございしますが又今篠崎助役から御説明を受けたのですが
この内容のオニ条中の問題が非常に大幅に上つて来たので
すがこの担保物件等がどういふぐあいにとれるかと言うことが
問題であらうと思ひます。それらがどういふ関係になつて
いるか御説明をお願いしたいと思います。

一助役(篠崎俊夫) この引き上げをいたしましたからと言ってそれ程成績
が上がるというとはあまり考へられない。

現在は八万円までが貸付の限度額であります。五万円から八万
円未満が百拾口ありまして八万円と限度いっぱいには貸付て
居りますのは貳拾貳口であります。全体には三十五年度の

ですが、所収八百八拾六口ありました、五戸以上をあげまして
九三、四パーセントにしかあたらなつのです、唯一世帯にし
ますと大体質屋の事務やさんに聞きますと一割内外ある
のではないかとつておりますが、何れにしまして、五万円、五
万円となりますと貴金属の場合で、なな／＼貸付る
事は出来なつと思うのです、が利用者は千戸から、所
収の方、が圧倒的に多いのでありまして、日用品が多
いと言つております、そうした関係から、貸付限度額を
引き上げて、えさほどの影響はないと思ひますが

以上の様な理由で、御提案申し上げた次であります
一、(着山下幸三) 又今の内容については、了承出来ませんが、
うかような件について、五万円まで引き上げてほしいとい
う様な面について、赤字や焦附きが、大場合、貸付金の貸
し倒れが、大場合、これらの点について、これらの損害につ

いて保証をえつかどうか、この点も伺ひ、たします、

二、助役(篠崎俊夫) 実はこれは、こまかくなりますが、現在、五万円、で

ありました、が、それを、昨年の十月に、都を通じて、まいりました
一口、五万円、一世帯、五万円を、貸付限度額にする、から、出来る
だけ、この線を、実施しようとする、勧奨があつたわけ、です、
これを、引き上げた、から、いつて、損害がおきた、から、どうと、又
厚生省から、補填、という、ことは、ありません、

三、(着山下幸三) 尚、一、点、も、伺ひ、たしますが、これは、理事者、に、十分

検討して、いた、べき、た、い、ので、あります、が、すでに、人、権、費、が、総、予
算、の、四、五、パ、ー、セ、ン、ト、に、な、つ、て、お、る、と、い、う、説、明、が、あ、つ、た、の、で、
す、が、現、在、計、画、の、枠、が、三、五、パ、ー、セ、ン、ト、ま、で、が、現、在、計、画、の、
あり、方、で、あ、り、ま、す、が、す、で、に、四、五、パ、ー、セ、ン、ト、と、い、う、の、は、相、当、
な、大、巾、な、赤、字、を、覚、悟、し、て、年、々、兩、三、し、な、く、て、は、な、ら、な、い、
の、で、こ、の、点、を、改、正、し、な、く、て、は、な、ら、な、い、と、思、う、が、こ、の、点、も、どう、

考えるか伺います。

一助役篠崎俊夫 現在まだ年間起債額が九拾七万四千円あるわけですが、これを返しますと、なんとかいつぱい／＼やつてくれると今のところは三十五年度におさましては起債の返還がありませんので、そのために四万円程度の赤字になつておりますが、又人権費は役場の人権費でありますので、役場の職員と同様に返さなければならぬので、この方の節減するのは難しいのであります。で、私の方としましては黒字を多額に出さないま下し、何とかいつぱい／＼にやろうと考えております。

一議長(石川信義) 他に御質問ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結致します。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件について討論を省略

東京都西多摩郡稲生町役場

し直ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決いたします。議案オ六十三号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案オ六十三号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 次に議案日程を変更し日程オ十一路線の廃止について議案オ六十五号の方を先に議題といたしますので、血數多くお願いいたします。

議案オ六十五号の朗読を事務局長よりいたさせます。

一事務局長(町田信三) 議案朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川達金吾) 議案オ六十五号町道路路線の廃止についてを御説明
申し上げます。

路線番号の四〇三でございますが、これは福生町七八〇の一先
でございましてこの位置はこの前の頁の図面一に記載してあ
る部分であります。これは福生駅の東の踏切を渡りまして
都道に行き大聖病院の北に入りまして補助道八号線へ通じ
る處を見通しかう二ナ一米幅、一八米が町道になっておるので
あります。これを一時廃止いたしましたして次の六十四議案に
よりまして、この全体に對しまして認定いたしたいと思いま
して一部分すでに町道になつてゐる部分を廃止するわけ
です。そして後議案オ六十四号によつて全体を町道認定し
ていきたいと思います。二つ、この順序になる訳です。

次に路線番号九十五ですがこれは補助道四号線いわゆる
福生駅前の十字路を行く上の所ですが一昨年この改修と

共に舗装をやつたのでありますがここにあります通り町
道敷十七坪九十九と田村晴ニさんの所有になつておりま
す。この時話合がつかなくつたためこの舗装が出来な
かつた訳です。二つ、このことでもあります。梅雨期に入り
まして色々な苦心をし色々な方を通じて田村晴ニさん
と交渉したのですが買収がととのわず。二つ、このことにな
つておつたのであります。その手前に三角地帯があり
前に消防置場になつていた所ですが、これが町の所有に
なつていた関係上、こゝと一部交換していたべきだといふ今日
その交渉の結果とこのつた訳です。従つまして十七坪九合九
石と八坪二合八石といふのと交換して補助道四号線といふ
えのを舗装しようといふと、従つまして町の町道の九十五号の
路線番号になつておりましたからこれを改訂いたしたいと
思ふのであります。

以上簡単でありますが町道路線を廃止したと存じますので、直敷く御審議をお願いいたします。

一議長(石川信義) これより質疑を行います。

(異議なしの声あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については討論を省略し直ちに採決したしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決いたします。議案第六十五号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第六十五号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) 次に後先になりましたが日程第十路線の認定について議案第六十四号を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 議案朗読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川端金吉) 議案第六十四号の町道路線の認定について御説明申し上げます。これは先程御議決をいたさしましたその分に対しての路線の認定であります。

町道のような型におきまして又その所有者も町道にしてほしいということであつたのですが、当時そういう手続きがなされていなかったと云うことで、今日そのまゝになつておつたのですが、そうした関係者からも寄附伺ひも出しまして、こゝを町道に改めて認定したいと云うわけでこゝにその幅三、六米長さ一四

米、面積三七四・四平方メートル、補助道八号から都道に至る
間路線番号四〇三と言うことに改める方法に町道路線を
認定していただきたいと存する次第です、宜敷くお願い申
し上げます。

一議長(石川信義) ニれより質疑を行います。

(異議なしの声あり)

一議長(石川信義) ニれにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については討論を省略し
直ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ありま
せんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決いた
します。議案第六十四号は原案通り決するに御異議あ
りませんか。

東京都西多摩郡福生町役場

東京農工大学農学部農芸学部農学博士 田村 誠

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十四号は
原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) ニ、で二十分間休憩をいたします。

午後四時〇分 休憩

午後四時二十分 開議

一議長(石川信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(石川信義) 日程第六十五号案についてお願いを議題に供します。

事務局長をして朗読をいたさせます。

一事務局長(町田信三) 朗読

一議長(石川信義) 理事者の考へ方についてを御説明願ひます。

一町長(頼吉清蔵) 職員、夏季手当てについての問題でござりますが非常に重
要な問題でありまして、私、先般来慎重に對外関係又は西多
摩郡の町村会の面又は北多摩又は南多摩の市町村の打ち出さ

れてゐる線等考へ合わせまして去る二十三日の日の出において
町村会並に議長の合同会議が開催された時に私の考へて
いることを申し上げたのであります

これを具体的に申し上げますと北多摩地方はすでに各市町と
えに大体の線が打ち出されておりました新報紙上その他で
議員各位も御存じでありましようがごく隣接の町村を申し
上げますと砂川町は要求額通り出すようでありますが
昭島市では一五五に若干のプラスがあるようですが総体的
にみまして一六にプラスアルファという枠であります。西多
摩郡の八ヶ町村の会合の席上では大体の各町村長の意見と
しては一三にプラスアルファという線で何とか折り合を
つけています。と云う意見が多かつたのであります。がこ
で私は西多摩郡の八ヶ町村で福生町としては他の町村とは
異つておりますので色々な角度から考へまして同じ歩調

でつくことは私は出来ないと、要約まで申し上げますと結
局私としてはアルファなしで一五福生町としては本
年度は出したいと希望を申し上げたのですが他町村
と相互の用事があつて午前十時から会議を行
午後の一時から議長会と合同会議をいたし連続的に五時間
大半がこの問題で終つた。枠な型で結局話し合をした結
果私の提案した線を話し合つた結果一四プラス一四と云う
案が出た訳であります。しかし私が今申し上げた枠に八
ヶ町村の内福生町では檜原村、日の出村、五日市町と同率で
は同調出来ないと云うことで強く要望したのであります。
そこで結局一四に対して飽くまでお互が厳守するといふこ
とでプラスアルファをして福生町としては幾分の幅を認
めてもらうとして、その幅によつて調整するといふことで
二十三日の町村の合同会議では結論がなされた訳であります。

その後ほうほうの情勢を聞き又職員の要望も慎重に考之
合わせまして本日御提案申し上げた次であります。それは
今申し上げました様に町村会の申し合わせを飽くまで尊
重いたしまして一回という線は申し合わせ通り。私は実行
いたしたと思います。それからこの線に所収五百円だけ
議会で御承認をいたゞき。今回はその線で支給したいと
考えております。

うう／＼と議員諸候におかれましては御意見あり
うう／＼むづかしいと云えあろうかと思ひますが隣接町村
対外情勢の面は慎重に考之なければならぬということ
予算と云うものにはうみ合わせなければなりません
一方中小企業の雇用主に対して影響をおよぼしていつ
ということとは十分考えていかなくてはならぬ。こゝうした社会
情勢も慎重に考之合わせまして、職員の方でも満足までは

いかなうて了承出来得る線、今申した様な条件
その他を十分に加味いたしまして一回プラス所収五百円の
線を議会として是非御了解いたゞける様、宜敷く御審
議の上御承認いたゞければ幸いです。

尚右日議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正案と町の一般職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案を御提案申し上げたいと考えており
ますので、宜敷く御了解承下さる様お願い申し上げます。

一議長(石川信義) 本件に対し御質問ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については町長提案通り
一回、四プラス所収五百円を支給することに御異議ありま
せんか。